

開発建築行為手続きの流れ

氷川町 地域振興課

1. 事前相談（まち条の手続き相談）

①用途制限

計画地の用途制限を確認（可・不可・地区同意で可）

②形態基準

容積率、建ぺい率、高さ、壁面後退（道路、隣地境界からの後退）⇒緑化推進スペースの確保、屋根の形状（傾斜屋根）の確認

③その他の法令に基づく手続き等

・農地転用手続き：農地課（農業委員会）

・建築確認申請：建設下水道課へ提出（経由）で県八代地域振興局

※計画協議期間（申請書提出から工事着手まで45日～60日程度）

2. 事前協議申請書の提出

①様式第1号（事前協議申請書1枚）

②添付書類（1）位置図（住宅地図などの写し）

（2）字 図（公図の写し）

（3）建築物平面図（1/500以上）

雨水排水等の計画、駐車場配置、緑化、柵等の工作物を図

（4）建築物立面図（1/500以上）

（5）雨水排水の計算書

公共水域に降雨強度(120mm/h)にて排水量計算

3. 標識の設置

・・・様式第2号（申請から7日以内設置）

4. 地区づくり会議 （地区開催）

・・・事業計画について事業者より説明

事業計画に対する地区からの質疑への対応

※意見書があれば地区は町へ提出

5. 庁内審査会

・・・関係課長による各種計画、地区の意見を検討

※検討結果を指導・意見事項として町は事業者へ提出

6. 回答書の提出

・・・指導・意見書に対する回答書を事業者は町へ提出

※事業者回答を町より区長へ報告

※庁内審査会の指導事項について事業者が改善措置を行わない場合は、事業者は庁内審査会へ対し、その旨意見書（理由）を提出することができる。

その後は、まちづくり審議会（町長諮問機関）による審議

7. 公 表

・・・公告14日間

8. 協議終了

・・・協議終了通知書

9. 定書の締結

・・・町、事業者の合意事項による協定書締結

10. 工事着手

・・・様式第8号、工程表添付

11. 工事完了

・・・様式第8号

建築確認申請物件の場合は検査済証の写し添付

12. 完了検査

・・・地域振興課の検査後 ⇒ 完了検査済通知